参考資料1

新潟県地域医療構想調整会議設置要綱

（目的）

第１条　医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 14 第１項の規定に基づき、新潟県地域医療構想の推進のために必要な事項について協議するため、次のとおり構想区域（医療法第 30 条の４第２項第７号の規定により定める区域をいう。）ごとに地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

構想区域名	名称
下越	下越地域医療構想調整会議
新潟	新潟地域医療構想調整会議
県央	県央地域医療構想調整会議
中越	中越地域医療構想調整会議
魚沼	魚沼地域医療構想調整会議
上越	上越地域医療構想調整会議
佐渡	佐渡地域医療構想調整会議

（協議事項）

第２条　調整会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 構想区域内の病院及び有床診療所（以下「医療機関」という。）が担う役割や病床の機能分化・連携に関すること

(2) 構想区域内の居宅等における医療の充実に関すること

(3) 外来医療機能の明確化・連携に関すること

(4) 病床機能報告制度及び外来機能報告制度による情報等の共有に関すること

(5) 地域医療介護総合確保基金の活用に関すること

(6) 構想区域内の医療機関の開設・増床・減床等の申請等及び病床機能の転換等に関すること

(7) その他構想区域内における新潟県地域医療構想の推進に関すること

（構成）

第３条　調整会議は、構想区域内の次に掲げる者によって構成する。

(1) 診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者

(2) 一般病床又は療養病床を有する病院

(3) 医療保険者

(4) その他地域の実情に応じて必要と認められる者

（議長）
第４条　調整会議に議長を置く。
２　議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

（運営）
第５条　調整会議は公開を基本とするが、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。
２　調整会議では、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。
３　調整会議に、分科会を設置することができる。
４　分科会の構成は、調整会議において定める。

（その他）
第６条　この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、調整会議において別に定める。

附則
この要綱は、平成 30 年６月６日から施行する。
この要綱は、令和５年７月 10 日から施行する。

参考資料2

上越地域医療構想調整会議運営要領

（目的）

第１条　この要領は、新潟県地域医療構想調整会議設置要綱に定めるもののほか、上越地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（委員）

第２条　調整会議の委員は、別表のとおりとする。

（議長の選出）

第３条　議長は、委員の互選により選出する。

（招集）

第４条　調整会議は、上越地域振興局健康福祉環境部長及び糸魚川地域振興局健康福祉部長が招集する。

（分科会）

第５条　調整会議には、必要に応じて、協議事項ごとに分科会を置くことができる。

２　分科会の構成は、協議により定める。

（庶務）

第６条　調整会議に関する庶務は、上越地域振興局健康福祉環境部（企画調整課）において処理する。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は、協議により定める。

附則

この要領は、平成 30 年６月 13 日から施行する。

参考資料3

令和6年度　上越地域医療構想調整会議　　委員名簿

団体機関	役職	氏名
一般社団法人上越医師会	会　長	高橋　慶一
一般社団法人糸魚川市医師会	会　長	森田　英
一般社団法人上越歯科医師会	会　長	渡辺　正
一般社団法人上越薬剤師会	会　長	押山　貴光
糸魚川薬剤師会	会　長	清水　貴之
新潟労災病院	院長代理	傳田　博司
さいがた医療センター	院　長	佐久間　寛之
新潟県立中央病院	院　長	田部　浩行
新潟県立柿崎病院	院　長	太田　求磨
新潟県立妙高病院	院　長	岸本　秀文
上越地域医療センター病院	院　長	古賀　昭夫
けいなん総合病院	院　長	平野　正明
上越総合病院	院　長	篭島　充
糸魚川総合病院	院　長	山岸　文範
医療法人高田西城会 高田西城病院	院　長	川室　優
知命堂病院	院　長	森川　政嗣
よしだ病院	院　長	吉田　孝太郎
三交病院	院　長	坂本　隆行
川室記念病院	院　長	烏帽子田　彰
新潟県看護協会上越地区支部	支部長	水澤　千代子
新潟県立中央病院患者サポートセンター	看護師長	佐藤　理加
新潟県老人福祉施設協議会	業務執行理事	金子　美朗
全国健康保険協会新潟支部	企画総務部長	角田　宏夫
デンカ健康保険組合	事務長	竹田　拓矢
上越市健康福祉部	部　長	小林　元
妙高市健康保険課	課　長	松橋　守
糸魚川市市民部	部　長	渡辺　忍